各都府県の人権条例における責務規定（１/２）

参考資料３

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例  平成30年10月 | 大分県人権尊重社会づくり推進条例  平成21年４月施行 | 栃木県人権尊重の社会づくり条例  平成15年4月施行 | 福井県人権尊重の社会づくり条例  平成15年４月施行 | 和歌山県人権尊重の社会づくり条例  平成14年4月施行 | 滋賀県人権尊重の社会づくり条例  平成13年4月施行 | 愛媛県人権尊重の社会づくり条例  平成13年４月施行 |
| （都の責務等）  第二条都は、人権尊重の理念を東京の隅々にまで浸透させ、多様性を尊重する都市をつくりあげていくため、必要な取組を推進するものとする。  ２都は、国及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）が実施する人権尊重のための取組について協力するものとする。  ３都民は、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、都がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。    ４事業者は、人権尊重の理念について理解を深め、その事業活動に関し、人権尊重のための取組を推進するとともに、都がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。 | （県の責務）  第三条県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権尊重施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。  ２ 県は、人権が尊重される社会づくりの推進に当たっては、県民（県民がその構成員である団体を含む。以下同じ。）、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。  ３ 県は、人権尊重施策を実施するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  （県民の責務）  第四条県民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる場において、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。  ２ 県民は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。  （事業者の責務）  第五条事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。  ２ 事業者は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。 | (県の責務)  第二条　県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。  2　県は、人権尊重の社会づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図るように努めなければならない。  (県民の責務)  第三条　県民は、相互に人権を尊重しなければならない。  2　県民は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意識の高揚に自ら努めるとともに、県が実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。 | （県の責務） 第二条　県は、前条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において、人権施策を積極的に推進するものとする。 ２　県は、人権施策を総合的に推進するための体制を整備し、および必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 ３　県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町、県民および事業者と連携するものとする。  （県民および事業者の責務） 第三条 　県民および事業者は、人権に対する理解を深めるとともに、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる場において、常にすべての人の人権の尊重を念頭に置いて行動し、および県が実施する人権施策に積極的に協力するものとする。 | (県の責務等)  第二条　県は、[前条](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/reiki/reiki_honbun/k501RG00001414.html#e000000017)の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するものとする。  2　県は、人権施策の推進に当たっては、国及び市町村と連携するものとする。  3　県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。  4　県は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する実態の把握に努めるとともに、県が実施した人権施策について定期的に公表するものとする。  (県民の責務)  第三条　県民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚して、人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めなければならない。 | （県の責務）  第2条県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権が尊重される社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。  2県は、人権施策の推進に当たっては、国および市町村との適切な役割分担を踏まえて、これを行うとともに、必要な調整に努めるものとする。  （県民および事業者の責務）  第3条県民および事業者は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めなければならない。 | （県の責務）  第２条 県は、前条の目的を達成するため、県民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に  資する施策（以下「人権施策」という。）を策定し、及び積極的に推進する責務を有する。  ２ 県は、人権施策を実施するに当たっては、国、市町及び関係団体と連携し、及び協力するものとする。  （県民の責務）  第３条 県民は、自らが、人権が尊重される社会をつくる担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。 |

各都府県の人権条例における責務規定（２/２）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 大阪府人権尊重の社会づくり条例  平成10年11月施行 | 佐賀県人権の尊重に関する条例  平成10年4月施行 | 高知県人権尊重の社会づくり条例  平成 10年４月施行 | 人権が尊重される三重をつくる条例  平成９年10月施行 | 奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例  平成９年３月施行 | 鳥取県人権尊重の社会づくり条例  平成８年８月施行 |
| （府の責務） 第２条　府は、前条の目的を達成するため、施策を実施するに当たって人権尊重の社会づくりに資するよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。 ２　府は、人権施策の推進に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うとともに、市町村、事業者及び府民との協働により、人権尊重の社会づくりを積極的に推進するための体制を整備するものとする。 | (県の責務)  第二条 県は、人権の尊重に関する県民相互の理解を深めるため、国及び市町と連携協力し、行政の  あらゆる分野において教育及び啓発に関する施策の実施に努めるものとする。  (県民の責務)  第四条 県民は、自らが、人権が尊重される社会をつくる担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。 | （県の責務等）  第２条 県は、前条の目的を達成するため、人権が尊重される社会の環境づくりを図るとともに、人権意識の高揚を目的とする教育及び啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）を総合的に推進するものとする。  ２ 知事は、人権意識の高揚を図るため、県内における人権に関する実態について定期的に公表するものとする。  ３ 知事は、人権侵害に当たる行為をしたものに対して、必要な指導及び助言をすることができる。  （県民の責務）  第４条 県民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して人権意識の向上に努めるとともに、県又は市町村が実施する施策に協力するものとする。 | （県の責務） 第二条　県は、前条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権が尊重される社会の実現に関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。 ２　県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町及び関係団体と連携協力するものとする。    （県民等の責務） 第三条　県民等は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重し、人権を侵害してはならない。 ２　県民等は、県が実施する人権施策に協力するものとする。 | （県の責務）  第２条　県は、前条の目的を達成するため、国及び市町村と協力しつつ、人権尊重に関する県民相互の理解を深めるため、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に係る施策の実施に努めるものとする。  （県民の責務）  第３条　県民は、自ら人権意識の高揚を図り、相互に人権を尊重するとともに、県が実施する前条の施策に協力し、積極的に自己啓発に努めるものとする。 | （県の責務）  第２条　県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。 ２　県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。 ３　県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。  （市町村の責務）  第３条　市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。  （県内に暮らすすべての者の責務）  第４条　県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。 |